

#### 4. 勤労者財産形成貯蓄

財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」（昭和46年法律第92号）に基づく制度で、職員が直接、取扱金融機関等と契約し、事業主である県が職員の給与から積立金を控除し、職員に代わって預け入れるものである。勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図ることを目的としている。

なお、財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄は、取扱金融機関等により運用等、その内容が異なるので、申し込みに当たっては契約内容を充分理解し、納得のうえで申し込むこと。

##### (1) 加入対象者

県費負担教職員のうち、給料・諸手当等が電算処理されている教職員（職員番号を有する職員）に限られる。ただし、期限付職員は除く。

派遣職員については、派遣先の制度を利用すること。

##### (2) 取扱金融機関等

契約を行うことのできる金融機関、生命保険会社等は、岡山県内に本店又は支店等を有する金融機関等である。（申込時期に別途通知）

##### (3) 概要

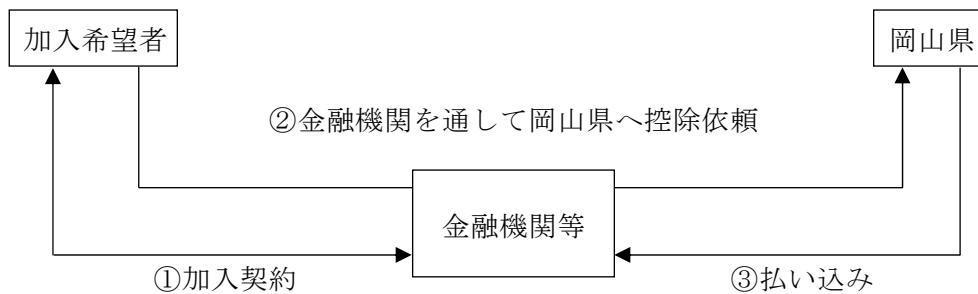
区 分	財 形 貯 蓄	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
目 的	結婚費用、子女の教育費用、レジャー資金等の自由な目的のための貯蓄	退職後の年金受取を目的とした貯蓄	住宅の取得（住宅の新築、又は新規・中古住宅の購入、一定の要件を満たす増改築）を目的とする貯蓄
加 入 資 格	3年以上の期間預入できる者	55歳未満の者	55歳未満の者
預入等の方法	県が職員の毎月の給与及び期末・勤勉手当から控除し、契約金融機関等へ預入する		
積 立 額	1,000円以上で、かつ1,000円の整数倍とし、毎月控除額については、給料月額 $\frac{2}{3}$ 以内の定額（財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄を同時に預入する者は、その合算額）とする		
積 立 期 間	3年以上	5年以上	5年以上（住宅取得目的の解約払出しは5年未満でも非課税）
一 部 払 出 し	可	不可	次の要件以外の払出しは不可 ①持家の取得等のための頭金等や周辺費用 ②継続預入等 ③勤労者の死亡・重度障害
加 入 制 限	1人1契約（法的には1人複数契約でも可であるが、岡山県の場合、事務処理上1契約に限定する）	1人1契約	1人1契約
預入等の中断	可	2年以内	2年以内
年金支払開始時期		60歳以降（据置期間は5年以内）	
年金支払期間		預貯金型 5年以上20年以下	保 險 型 5年以上終身も可

区 分	財形貯蓄	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
預入非課税 限度額	非課税取扱はなし (一律20%の源泉分 離課税)	預貯金型 元利合計 550万円 保険型 払込合計 385万円 (財形住宅貯蓄と通算して 550万円まで)	預貯金型 元利合計 550万円 保険型 払込合計 550万円 (財形年金貯蓄と通算して 550万円まで)
他の金融機関 への預け替え	10年以上の貯蓄期間を 経過したもののみ可	不可	不可
解約返戻時の 課 税	20%源泉分離課税 (ただし、昭和63年 4月1日以降に生じ た利子部分のみ)	(要件違反の場合は課税対象) 解約時点から5年以内の利子 部分につき20%源泉分離課税 (ただし、昭和63年4月1日 以降に生じた利子部分のみ)	(要件違反の場合は課税対象) 解約時点から5年以内の利子 部分につき20%源泉分離課税 (ただし、昭和63年4月1日 以降に生じた利子部分のみ)

#### (4) 預入等の手続き

##### 1) 申込の方法

財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の加入を希望する者は、①金融機関等を選び、②「財形・控除預入等依頼書」「非課税貯蓄申告書」等の必要な書類（金融機関等に請求すること）を金融機関等に提出する。そして、③金融機関等を通じて送られてくる「財形・控除預入等依頼書」に基づいて、県が金融機関等に払い込みを行う。



なお、契約の件数は、職員1人について、各財形貯蓄につきそれぞれ1件に限る（最大三種類の財形貯蓄を三つの金融機関で行うことができる。）。

##### 2) 申込の時期

① 申込の時期は年2回とする。

前期申込期間……4月20日～5月10日

後期申込期間……10月20日～11月5日

② 給与からの控除開始

前期申込期間に係るものは6月分給与から、後期申込期間に係るものは12月期末・勤勉手当から控除する。

##### 3) 預入等の方法

① 契約をしている職員の給与から毎月定額を控除し、直接県から金融機関等へ預入等を行う。

- ② 6月及び12月に支給される期末・勤勉手当からも定額控除・預入等を行うことができる。ただし、期末・勤勉手当からのみの控除はできない。

#### 4) 預入等の額

- ① 毎月の給与から控除する預入等の金額

1,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍とし、給料月額 $\frac{2}{3}$ 以内の定額(財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄を同時に行う場合は、その合算額)とする。

- ② 期末・勤勉手当から控除する預入等の金額

1,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍とする。

#### 5) 預入等の額の変更

預入等の額の変更をする場合には、後期申込期間(毎年10月20日から11月5日までの期間)に、貯蓄者が直接契約している金融機関等において変更の手続きを行う。「財形・控除預入等依頼書」は契約金融機関等を通じて福利課へ提出すること。変更後の控除は、12月期末・勤勉手当から開始する。

#### 6) 預入等の中断、復活、解約及び支店、非課税申告額の変更

貯蓄者がこれらを行おうとする場合は、これらを行う月の前月の1日から15日までの間に貯蓄者が直接、契約している金融機関等において手続きを行う。「財形・控除預入等依頼書」は契約金融機関等を通じて福利課へ提出すること。

#### 7) 払戻し

貯蓄者が契約を解除することなく、預入金等の一部又は全額の払戻しを受けようとするときは、貯蓄者が直接当該金融機関等に連絡し、払戻しの請求手続きを行うこと。

### (5) その他

#### 1) 契約証及び残高の確認

貯蓄者に対して、契約金融機関等から契約証が交付され、預貯金等の残高についても定期的に通知される。貯蓄者の自宅宛に送付されるので、住所又は氏名の変更があった場合は契約金融機関等へ必ず届出をすること。

#### 2) 非課税扱いを受けるための手続き

財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、最高550万円まで非課税扱いとなるので、申し込みの際、非課税貯蓄の手続きを必ず行うこと(必要書類は金融機関等に請求すること)。

なお、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄を同時に行う場合は、それぞれの貯蓄について設定した非課税枠の合算額は550万円以内とする。

#### 3) 給料・諸手当支給明細書への提示

明細書の「財形貯蓄」欄に財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の控除額の合算額を表示している。